

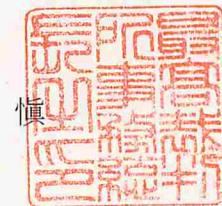
最高裁秘書第1749号

令和3年6月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月5日付け（同月7日受付、第030161号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成16年3月29日付け最高裁家一第78号事務総長通達「履行確保事務の運用について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

履行確保事務の運用について

平成16年3月29日家一第78号高等裁判所長官,

家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成17年12月7日家一第002607号

改正 平成24年12月6日家一第004189号

改正 平成26年2月12日家二第256号

家事事件、人事訴訟事件及び子の返還に関する事件における標記の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 履行状況の調査及び履行の勧告について

1 申出の受付及び処理

- (1) 権利者から履行勧告の申出があったときは、申出書又はこれに準ずる書面（口頭又は電話による申出があった場合における聴取書、調査勧告票に申出事項を記載した場合における当該書面等）に基づいて、「家事雑事件簿」、「家事雑事件簿（訴訟事件等の民事雑事件に関する事件簿）」又は「家事雑事件簿（子の返還に関する事件等に関する事件簿）」に登載する。
- (2) 調査及び勧告を、裁判官がしたときは担当の裁判所書記官（以下「書記官」という。）が、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）がしたときは当該家裁調査官が、それぞれ調査及び勧告の内容とその結果を調査勧告票の経過欄に記入し、調査及び勧告の経過に関して特に申出人に通知する必要があると認める事項は、遅滞なく通知する。
- (3) 履行勧告申出事件の記録は、履行義務を定めた審判若しくは調停事件、人事訴訟事件又は子の返還申立事件の事件記録につづる。ただし、調査及び勧告が終了するまでは、別に整理保管することを妨げない。
- (4) 調査及び勧告をしないことが相当と認めるとき、又は調査及び勧告を終了させて差し支えないと認めるときは、裁判官のその旨の認定によって事件を終結させる取扱いとする。

2 嘴託による調査及び勧告の処理

- (1) 調査及び勧告の嘴託をする場合には、審判書、審判に代わる裁判の裁判書、調停調書、判決書、和解調書又は終局決定の裁判書（以下「審判書等」という。）の謄本その他必要と認める書面を嘴託書に添付する。
- (2) 嘴託があったときは、受託庁においては、これを家事共助事件として取り扱う。
- (3) 受託庁のした調査及び勧告の経過に関して特に申出人に通知する必要があると認める事項は、嘴託庁において通知する。

3 費用の支弁

呼出、通知、嘴託等に要する費用並びに裁判官、家裁調査官及び書記官の旅費等は、すべて国庫支弁とする。

第2 履行命令について

- 1 履行命令の申立ては、家事雑事件として取り扱うものとし、費用の予納、立替等については、他の家事雑事件と同様の取扱いとする。
- 2 履行命令に関する事件を移送する場合には、審判書等の謄本その他必要と認める書面を添付する。
- 3 履行命令の告知に当たっては、義務者に対し、履行命令は審判、審判に代わる裁判、調停、判決又は和解で定められた義務に何らの影響を及ぼすものではないことを理解させるよう努める。

第3 その他

履行確保事務については、特に家庭裁判所における内部的事務連絡を緊密にするとともに、窓口事務の処理を懇切にするよう、職員の指導監督に意を用いる。

付 記

1 実施

この通達は、人訴法の施行の日（平成16年4月1日）から実施する。

2 通達の廃止

平成12年2月23日付け最高裁家一第46号事務総長通達「履行確保事務の運用について」は、平成16年3月31日限り、廃止する。

3 経過措置

この通達実施の際従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平17. 12. 7家一第002607号）

この通達は、平成18年1月1日から実施する。

付 記（平24. 12. 6家一第004189号）

1 実施

この通達は、平成25年1月1日から実施する。

2 経過措置

(1) この通達の実施前に申出がされた履行の勧告に関する事務及びこの通達の実施前に申立てられた履行命令に関する事務については、なお従前の例による。

(2) この通達の実施の際、現に寄託金原票が作成されている寄託に関する事務及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成23年法律第53号)第4条第1号又は第142条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる金銭の寄託に関する事務で寄託金原票が作成されていないものについては、寄託事務を取り扱う裁判所に関する事項、寄託事務担当官の指定に関する事項、寄託事務の終了に関する事項（寄託事務が終了した寄託金原票及び仮原票の整理に関する事項を除く。）及び寄託事務に関する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

付 記（平26. 2. 12家二第256号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。